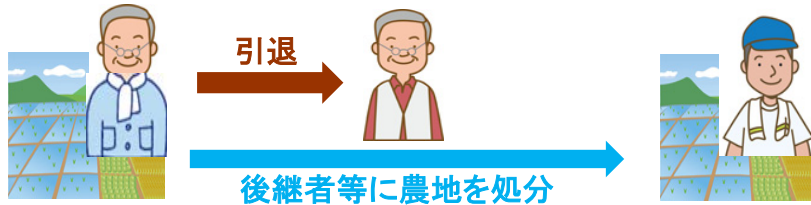


# ソーラーパネル設置<sup>(※)</sup>の推進と 経営移譲年金の取扱いの関係について

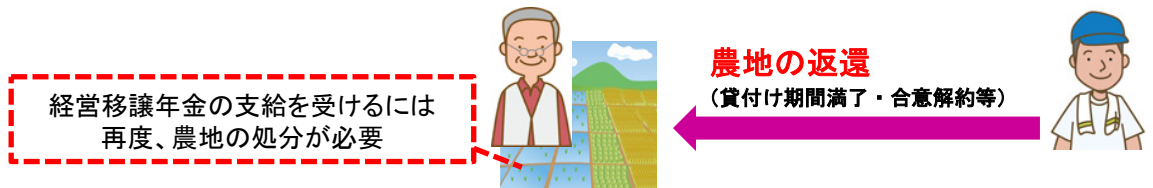
(※農地に支柱を立てて営農を継続しながら上部空間に太陽光発電設備を設置するもの)

## 経営移譲とは・・・

①後継者等に農地を処分(贈与、売却又は貸付け等)して、②農業経営から引退することです。

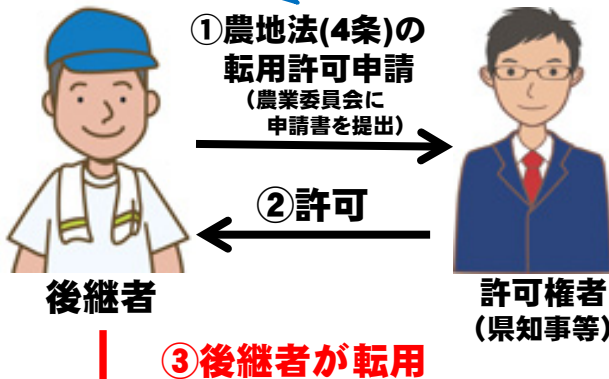


貸付けた農地の返還を受けた場合は、農地の再処分等を行わなければ経営移譲年金が停止します。



後継者が農地を返還せず、自ら転用してソーラーパネルを設置 (パネルの下の農地で営農を継続) する場合は、経営移譲年金は支給停止とはなりません！

申請には親(所有者)の同意書が必要



ソーラーパネル  
(例：電力の調達期間20年)



●ソーラーパネルの下の農地で営農を継続する場合における支柱(基礎部分)の農地転用については、一時転用許可の対象。

●一時転用の期間は3年(担い手が営農する場合等は10年)となり、営農が適切に継続されているなど必要な要件を満たしている場合は、一時転用期間満了後に、再度の一時転用許可が可能。

# 【ご注意!】 以下の場合は支給停止となります。

## 1. 親（受給権者）が後継者から農地の返還を受ける場合

**ケース1** : 親（受給権者）が転用  
→返還を受けた農地を親自らが転用する

**ケース2** : 事業者が転用  
→返還を受けた農地について、事業者が親から借りて転用



経営移譲年金は支給停止

## 2. 事業者が後継者から農地を借りて設置する場合

→後継者が農地を返還せず、事業者が転用目的で後継者から農地を借りて転用



経営移譲年金は支給停止

### ※経営移譲年金(特例付加年金)の支給停止について

- ◇経営移譲年金(旧制度)が支給停止されても、「農業者老齢年金」又は「特例老齢年金」が支給されます。
- ◇特例付加年金(新制度)が支給停止されても、「農業者老齢年金」は支給されます。

詳細については、〇〇〇農業委員会又は独立行政法人農業者年金基金  
(業務部給付課 TEL: 03-3502-3945)にご相談ください。